

1. 基本的な考え方

- ・帰還困難区域を含む町内全域で、帰還できる環境が整った段階で、町としての帰町宣言を行う。よって、長い年月を要するとしても、帰還困難区域全域を避難指示解除することを目標と掲げる。
- ・福島復興再生特別措置法に定める、「特定復興再生拠点区域」は、帰還困難区域を避難指示解除して住民が帰還することと、人の交流や活動が活発になることを実現することにより、地域コミュニティや生業再生の先駆けの地として、先行して整備するエリアと位置づけ、国の認定を受けた上で、速やかに整備を進める。整備期間は国の認定を受けてから、概ね5年を目標とし、整備後に避難指示を解除する。
- ・特定復興再生拠点区域は、放射線量の低下状況を踏まえて避難指示解除し、居住を可能とすることを目指す。
- ・特定復興再生拠点区域として避難指示解除した区域は、行政サービス受益、税負担等の観点で、すでに避難指示解除をしている浪江町の他地域と同等の扱いとする。
- ・特定復興再生拠点区域の整備は帰還困難区域の復興に向けた第1ステージとして位置づける。その後の状況を踏まえつつ、段階的な整備範囲拡大を目指す。
- ・特定復興再生拠点区域の区域外に存在するが、避難指示解除済、あるいは解除が見込まれる区域に影響を及ぼすインフラ等については、特定復興再生拠点区域の整備と並行して整備が進むよう、国、県等の関係機関と調整する。

2. 特定復興再生拠点区域における土地利用の基本方針

- ・特定復興再生拠点区域は、帰還困難区域に住民の帰還が可能となるための先駆けの地であることを踏まえ、まずは住民が居住することを目的とした拠点整備を目指す。
- ・帰還困難区域に地域コミュニティや生業を再生するための先駆けの地であることを踏まえ、人の交流、活動が活発化する環境整備・土地利用を目指す。特に、避難先との二重生活を希望している町民が存在することを踏まえつつ、人の集まりやすい拠点整備を進める。
生業の再生を推進することを目的としているため、生業再開を目指す事業者の状況に応じて拠点整備を進める。
- ・震災前にあった環境を取り戻すことで住民の帰還や生業の再生を実現することを主眼とし、

土地利用の考え方は震災前と同様とする。よって、既存の施設等の有効活用を目指す。ただし、震災後特有の状況による課題等がある場合にはそれを踏まえた拠点整備を進める。

・上記の考え方を踏まえ、基本的には以下の5つのゾーニングを行う

- ① 居住促進ゾーン
- ② 交流ゾーン（※1）
- ③ 農業再生ゾーン（※2）
- ④ 物流・産業ゾーン
- ⑤ 防災ゾーン

（※1）公民館、交流館等を中心としたゾーン

（※2）営農再開や新規営農を目指す事業者の事業規模、近隣行政区との連携状況等を勘案しつつ、拠点の区域を決定する。

・浪江町全体として復興を早期に進めるという観点から、既に避難指示解除となっている場所との連結を最大限配慮する。特定復興再生拠点区域と避難指示解除地域との一体的な配置を目指す。

・隣接する区域と最大限連携できるよう、土地利用計画をたてる。

・特定復興再生拠点区域は、住民の帰還と人の交流や活動が活発になることを目的としているため、様々な人が安心して立ち入れる場所を選定する必要がある。このため、拠点整備にあたっては、現時点において相対的に放射線量が低く、除染、解体、インフラ整備を一体的に実施することにより、5年後に比較的低い放射線量を確保できる土地を選定する。

3. 特定復興再生拠点区域のエリア

・浪江町は歴史的経緯から、社会的なつながりは旧六町村ベースとなっている傾向が強い。よって、今後の帰還困難区域における復興の核となる特定復興再生拠点区域は、苧野(室原)、大堀、津島の各地区に設置し、当該拠点を避難指示解除する。

・ただし、苧野と大堀は、先行して避難指示解除している区域と隣接しているとともに、双方が隣合わせになっていることから、避難指示を解除している区域の土地利用方針を踏まえつつ、苧野、大堀の双方で連携のとれた拠点整備を目指す。

・拠点と浪江町や周辺各市町村を結ぶ以下の基幹道路は特定復興再生拠点区域と位置付け、避難指示解除する（道路の両脇は20mを目安に除染）。

- 国道114号、国道399号、国道459号
- 県道34号（相馬浪江線）、県道35号（いわき浪江線）
県道253号（落合浪江線）のうち、大字酒井から大字大堀の間

4. 特定復興再生拠点区域の除染・廃棄物処理

- ・除染、廃棄物処理、解体の考え方は、先行して避難指示解除となった地域と同様の手法をとる。具体的には特定地域除染計画、廃棄物計画に準じて行う。
- ・拠点とそれをつなぐ幹線道路周辺の除染は確実に実施する。
- ・拠点整備を進めるため、家屋等の解体を同時に進める。
- ・拠点の一部と位置づける基幹道路の周辺は、道路交通の安全・安心を確保するために、両脇20mを目安に除染を行う。

5. 必要なインフラ整備・適切な管理

(1) 特定復興再生拠点区域内

① 基幹道路の整備・適切な管理

- ・国道114号、399号、459号
- ・県道34号（相馬浪江線）、35号（いわき浪江線） 253号（落合浪江線）

② 関連道路の整備・適切な管理

- ・拠点内及び、基幹道路に関連する町道の整備

③ 住居環境インフラ

- ・給水施設 ・住居の井戸 ・浄化槽 ・有害鳥獣対策の柵等
- ・電気 ・携帯電話不通区間の改善

④ 河川等の管理

- ・避難指示がすでに解除されている区域および特定復興再生拠点区域の防災の観点から、請戸川および高瀬川の管理を徹底する。

(2) 特定復興再生拠点区域外

① 基幹道路の復旧

- ・県道253号（落合浪江線 特定復興再生拠点区域以外のエリアを含めた全線）

② 河川等の管理

- ・避難指示がすでに解除されている区域および特定復興再生拠点区域の防災の観点から、特定復興再生拠点区域外の請戸川および高瀬川の管理を徹底する。

6. 目標とするスケジュール

- ・避難指示解除に向けた第1ステージとして、比較的放射線量が低く、町民の帰還や人の交流が図りやすい場所を、帰還困難区域復興の核となる特定復興再生拠点区域として整備し、「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の国による認定後5年を目途に完成させる。特定復興再生拠点区域が整備されたエリアから順次避難指示解除されるよう、国と調整をはかる。
- ・第1ステージにおいて整備される区域を核として、その周辺に整備範囲を拡大していく。帰還意向、線量の状況、拠点における主たる活動、道路等の関連インフラ整備状況等を勘案し、その範囲を5年ごとに検討・決定する。

・放射線量の低減が技術的にきわめて困難なエリアを除いた生活圏（宅地・農地等）の避難指示解除を2035年までに完了するよう作業を進める。

【スケジュールの考え方】

- 第1ステージ 2018年（平成30年）4月～2023年（平成35年）3月
比較的放射線量が低く、町民の帰還や人の交流が図りやすい場所を、国による認定を受けた上で、帰還困難区域復興の核となる「特定復興再生拠点区域」として整備する。
- 第2ステージ 2023年（平成35年）4月～2028年（平成40年）3月
第1ステージに整備した区域を核として、その周辺に範囲を拡大し順次整備。周辺区域の範囲は5年後の状況を勘案しつつ、国、県等の関係機関と調整の上決定する。
- 第3ステージ 2028年（平成40年）4月～2035年（平成47年）3月
第2ステージの状況を踏まえつつ、帰還困難区域全域の復興に向けた作業の完成を目指す。

7. 各地区における特定復興再生拠点区域復興再生計画の内容

福島復興再生特別措置法第17条の2における「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に定める内容は以下のとおりとする。

（1）住民の帰還・居住開始の目標
2023年（平成35年）4月

（2）土地利用の方針

①室原：

高速道路、幹線道路（国道114号、県道34号、35号）を中心とした物流・防災の要

- エリア：大字室原のうち家老地区を除いた区域（山林を対象から除く）
（ただし、農地については、営農再開や新規営農を目指す事業者の事業規模、近隣行政区との連携状況等を踏まえた上で、拠点の区域を決定する。）
- 住民の帰還を目的とした居住環境の整備【居住促進ゾーン】
 - ・除染、解体
 - ・道路、電気、水等ライフラインの確保
 - ・有害鳥獣対策のための柵等を整備
 - ・居住環境における井戸の整備
 - ・浄化槽整備

●住民の交流をはかる施設の整備【交流ゾーン】

- ・地域住民が活用する公民館、消防屯所、伝統的な祭事を行う場所等の整備。

●常磐自動車道浪江 IC、国道114号、県道34号、35号の結節点となっており、浪江町と他町村を結ぶ交通の要。上記道路を中心とした物流を円滑化させるため、安全な通行を確保できる道路の整備を実施する【物流・産業ゾーン】。

●インターチェンジ周辺に物流産業等の集積拠点を整備。防災ゾーンとの連携により、高速バスの停留所、パークアンドライドのポイント等を整備【物流・産業ゾーン】

●インターチェンジ周辺に防災拠点を整備【防災ゾーン】

- ・防災倉庫 ・ヘリポート ・駐車場
- ・防災拠点は通常は、高速バス等の停留所として活用。パークアンドライドのポイントとして整備。コンビニエンスストア、小規模な食堂等整備の可能性追求。

●高速道路周辺に景観作物を栽培し、クリーンなイメージのあるエリアとして再生させる。さらに、隣接する地域と連携をはかり、既存農地の保全を進めつつ、米、野菜、飼料作物等の試験栽培を実施する。

・ただし、営農再開を目指す方々の意向を基礎としつつ、復興組合による面的管理や農業法人などによる大規模営農を視野にいれ、ゾーン整備の可否、面積の規模、必要なインフラ整備等を決定する。【農業再生ゾーン】

②大堀：周辺地域との連携による農業再生エリア

●エリア：大字末森（山林を対象から除く）

（ただし、農地については、営農再開や新規営農を目指す事業者の事業規模、近隣行政区との連携状況等を踏まえた上で、拠点の区域を決定する。）

●住民の帰還を目的とした居住環境の整備【居住促進ゾーン】

- ・除染、解体
- ・道路、電気、水等ライフラインの確保
- ・有害鳥獣対策のための柵等を整備
- ・居住環境における井戸の整備
- ・浄化槽整備

●住民の交流をはかる施設の整備【交流ゾーン】

- ・公民館等、地域住民が交流できる場所の整備。

●畜産や園芸等、新たな営農に向けたモデルエリア【農業再生ゾーン】

- ・放射線量が他地域に比べ低いことに加え、隣接する田尻行政区等との連携により、平面の土地を有効に使える地形をいかし、既存農地の保全を進めつつ、米、野菜等の試験栽培や、畜産、園芸等の実施に向けたモデル事業を展開する。
- ・ただし、営農再開や新規営農を目指す方々の意向を基礎としつつ、復興組合による面的管理や農業法人などによる大規模営農を視野にいれ、ゾーン整備の可否、面積の規模、必要なインフラ整備等を決定する。

③津島：新たなまちづくりと交流エリアの形成

●エリア

- ・津島支所及びつしま活性化センターを中心とする区域（山林を対象から除く）※図面参照（ただし、農地については、営農再開や新規営農を目指す事業者の事業規模、近隣行政区との連携状況等を踏まえた上で、拠点の区域を決定する。）

●住民の帰還を目的とした居住環境の整備【居住促進ゾーン】

- ・除染、解体
- ・道路、電気、水等ライフラインの整備
- ・必要に応じ公営住宅の整備
- ・有害鳥獣対策のための柵等を整備
- ・居住環境における井戸の整備
- ・浄化槽整備

●住民生活に必要な施設の復旧【居住促進ゾーン】

- ・つしま活性化センター
- ・津島診療所
- ・駐在所 ・津島支所 ・消防屯所
- ・保育所、小学校、中学校等の再開を目指し除染を行う。グラウンドの整備等を同時に行い、地域の催事等に使えるようにする。

●住民の交流をはかる施設の整備【交流ゾーン】

- ・つしま活性化センター（イベントの形成、短期間でも飲食店運営等を行う事業者誘致を検討）
- ・地方暮らしをしたい方のための空き家整備等

●既存農地の保全、米、野菜、飼料作物等の試験栽培を進める。ただし、営農再開や新規営

農を目指す方々の意向を基礎としつつ、復興組合による面的管理や農業法人などによる大規模営農を視野にいれ、ゾーン整備の可否、面積の規模、必要なインフラ整備等を決定する。

【農業再生ゾーン】

8. 文化的な価値をもつ区域

・大堀相馬焼の里の窯元及び「陶芸の杜おおぼり」は、面的な拠点整備ではなく、文化的な価値をもつ地点として保全し、地元での伝統復活を長期的に目指す。よって、町、大堀相馬焼組合等が施設等を管理することを前提に、除染・保全等を行う。隣接する窯元をつなぐ道路は併せて整備・除染を行う。

・浪江町の観光地・名所として明らかに町内外に認知されていた場所や、メディア等を通じた情報発信により、様々な年齢層に対する風評被害の軽減につながると見込まれる場所等、将来にわたって人の交流を促進することが期待される地点については、管理体制等が確立されているか十分に確認し、国、県等の関係機関と調整した上で、除染と保全を行う。また、関連する道路は併せて整備・除染を行う。

9. 森林の取り扱い

・里山再生モデル事業の結果を踏まえ、除染と間伐の併用による効果を具体的に検証した上で横展開できるか判断する。

・里山モデル事業において、森林資源の産業活用を研究することとなっており、この成果を帰還困難区域に横展開できるか判断する。その際、津島松の保全・活用を念頭に置いて検討を進める。

(以上)